平成２２年（フ）第２８２号
静岡県富士市厚原184番地の14、前住所東京都板橋区熊野町15番１―303号　パレ・ドール池袋北
債務者　室伏　正貴
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第７０号
高知県幡多郡大月町大字一切104番地１
債務者　福田　大祐
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第９１号
高知県四万十市中村大橋通６丁目１番17号メゾン高畑６号館405、前住所高知県高知市北秦泉寺787番地の１
債務者　中村　文昭
1　決定年月日時　平成22年12月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２２年（フ）第１０６号
佐賀県唐津市湊町472番地３
債務者　北方　由香
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月23日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第１５１５号
千葉県市川市柏井町４丁目513番地59
債務者　赤堀　貞敏
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１８４号
北海道美唄市西２条北６丁目３番３号
債務者　川上　洋二
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１８９号
北海道夕張市富野58番地
債務者　國田　輝和
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１９４号
北海道夕張市清水沢清陵町51番地１　１区23Ａ棟205号室
債務者　阿部　岳彦
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１９７号
北海道三笠市唐松町１丁目352番地２
債務者　佐藤　敏文
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第２７４８号
名古屋市北区喜惣治２丁目177番地　喜惣治荘５棟708号
債務者　木下　実穂
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０４５号
名古屋市中川区松年町２丁目47番地の２
債務者　アルミロン　レオン　ビクトル　ヒューゴこと　ＡＬＭＩＲＯＮ　ＬＥＯＮ　ＶＩＣＴＯＲ　ＨＵＧＯ
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０４６号
名古屋市中川区松年町２丁目47番地の２
債務者　アルミロン　ウーゴ　リキノこと　ＡＬＭＩＲＯＮ　ＨＵＧＯ　ＲＩＫＩＮＯ
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２３６号
名古屋市中村区長筬町３丁目２番地　キジヤハイツ202号
債務者　大山鎬俊こと　鄭　　鎬俊
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３５５号
愛知県北名古屋市井瀬木高畑76番地
債務者　青山　和市
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３５６号
名古屋市緑区桃山１丁目163番地　ディアコート桃山Ａ棟101号
債務者　上村　盛昭
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３９３号
愛知県知多市長浦１丁目87番地
債務者　渡邉　紀子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３４１７号
名古屋市東区徳川町610番地　クレール徳川Ⅱ―201号
債務者　野崎　武志
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部